省　令

○法務省令第十七号

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十日

法務大臣　江田　五月

更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令

更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項に次の一号を加える。

三　法第二条第二項各号に掲げる者の改善更生を助けるために、その者に対し、無料又は低額な料金で宿泊場所を供与する事業（継続保護事業として行うものを除く。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十日

厚生労働大臣　細川　律夫

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（日本脳炎の予防接種に係る特例）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第五条　平成七年六月一日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者（以下「特例対象者」という。）であつて日本脳炎の予防接種のうち四回の接種を受けていないもの（接種を全く受けていない者を除く。）に係る残りの日本脳炎の予防接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日以上の間隔をおいて皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、第四回目の接種については、九歳以上の者に対して行うものとする。

2　特例対象者であつて日本脳炎の予防接種を全く受けていないもの（以下「特例対象未接種者」という。）に係る日本脳炎の予防接種の第一回目の接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3　特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第二回目の接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、第一回目の接種後六日から二十八日までの間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

4　特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第三回目の接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、第二回目の接種後おおむね一年を経過した時期に乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

5　特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第四回目の接種は、第十五条及び第十六条並びに前条の規定にかかわらず、九歳以上の者に対し、第三回目の接種後六日以上の間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

6　第三項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかつていることにより、第六条の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないとされた者については、当該者が予防接種法施行令附則第四項において読み替えて適用する同令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄に規定する者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

（東日本大震災による特例）

第六条　第九条第一項から第五項までの規定に基づき同条第一項に規定する接種の間隔をおいている間に、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかつた者については、当該者が予防接種法施行令第一条の二の表ジフテリアの項若しくは破傷風の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定する者又は百日せきの定期の予防接種の対象者であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

2　第十五条第一項又は前条第三項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかつた者については、当該者が予防接種法施行令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定する者（当該者が特例対象者である場合は、同令附則第四項による読替後の同欄に規定する者）であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第六条の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

○厚生労働省令第六十三号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五条第一項の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十日

厚生労働大臣　細川　律夫

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2　平成二十三年十二月三十一日までの間、東日本大震災（同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生によるやむを得ない事情により、第十一条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかつた犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定中第十一条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係る部分は、平成二十三年三月十一日から適用する。

訓　令

○内閣府訓令第十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「経済財政運営担当」の項中1に次の一号を加える。

四　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する事項

別表「経済財政運営担当」の項中5から11までを6から12までとし、4の次に次の一項を加える。

5　内閣府設置法第四条第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十三年五月二日から施行する。

告　示

○総務省告示第百九十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月二十日

総務大臣　片山　善博

基幹統計である患者調査の名称を患者統計に変更する。

○法務省告示第二百五十三号

大阪市都島区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月二十日

法務大臣　江田　五月

大阪市北区澤上江町十丁目三十六番地

井上　岩吉